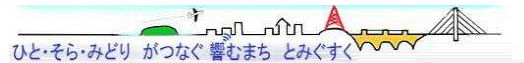


～ 豊見城市こども医療費助成制度について ～



① [助成を受けることができる方]

豊見城市に住所を有し、かつ医療保険（国保・社会保険など）に加入していること。

② [受給資格者証の認定手続に必要なもの]

必要書類

- ☐ 子の健康保険情報がわかるもの ～下記のいずれかをお持ちください～
 - ・マイナ保険証（マイナアプリで保険情報が確認できてからのお手続きとなります）
 - ・資格確認書
- ☐ 保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード



③ [助成の対象年齢]

令和4年4月1日より、中学3年生まで医療費が無料になりました！

外来 ・ 入院	誕生日、または転入日から中学校卒業まで。 （15歳の誕生日以降、最初の3月31日まで） ※保険診療による一部負担金額から、高額療養費・附加給付金を差し引いた額が助成対象となります。
---------------	--

④ [助成の対象となる医療費について]

対象	保険診療によるもの。（歯医者、整形外科等を含む） ※<u>高額療養費・附加給付がある場合は差し引いた額となります。</u>
対象外	保険診療外のもの。（予防接種・健診料・実費・個室代・薬の容器代・文書代など） 保険内診療の入院時食事療養費は、助成対象外となります。 学校管理下（保育園・幼稚園を含む）でのケガ※1

※1 学校管理下でのケガの場合は、災害共済給付制度の対象になります。医療機関にかかる前に、各学校、保育園等へお問い合わせください。こども医療費助成制度を利用された場合、返還金が生じる可能性があります。

⑤ [こども医療費助成金支給申請方法・振込日について]

※受給資格者証は、受診の都度、医療機関窓口にて提示してください。

申請方法	申請先	必要書類	振込日
<u>現物給付方式</u>	【申請場所】 医療機関窓口 【受付期間】 医療機関受診時	①豊見城市こども医療費助成金受給資格者証 【ピンク色】 ②マイナ保険証、資格確認書など ③【高額な治療を受ける場合】限度額適用認定証 （加入している健康保険組合等から発行）	窓口負担なし
<u>自動償還払方式</u>	【申請場所】 医療機関窓口 【受付期間】 医療機関受診時	①豊見城市こども医療費助成金受給資格者証 【ピンク色】 ②マイナ保険証、資格確認書など ③【高額な治療を受ける場合】限度額適用認定証 （加入している健康保険組合等から発行）	診療の2か月後 （最終営業日）
<u>市役所で申請</u> ・自動償還対応外 ・県外の医療機関 ・資格証書を忘れた場合など	【申請場所】 豊見城市役所 こども応援課窓口 【受付期間】 受診翌月から2年以内	①豊見城市こども医療費助成金受給資格者証 【ピンク色】 ②医療機関の領収書原本 ③限度額認定証（お持ちの方） ④高額療養費・附加給付金等該当の方のみ 「支給決定通知書」または 「振込が確認できる通帳のコピー」 ※10割負担の診療や補装具等を作成した場合は、⑥、⑦参照	申請受付の翌月 （最終営業日）

※ 現物給付方式を導入していない医療機関では、自動償還方式が市役所での申請になります。

⑥ [保険証を提示せずに全額負担（10割負担）をした場合について]

こども医療費助成金申請の前に、加入保険（国保・社会保険等）で払い戻し手続きが必要です。払い戻し手続き完了後下記必要書類を準備し、こども応援課窓口まで来所してください。

必要書類

- ☐ 払い戻し額のわかるもの（支給決定通知書または振込が確認できる通帳のコピー）
- ☐ 10割領収書の原本（コピー可）
- ☐ こども医療費助成金受給資格者証

⑦【補装具・治療用メガネ等を作成した場合について】

こども医療費助成金申請の前に、加入保険(国保・社会保険等)で払い戻し手続きが必要です。払い戻し手続き完了後、下記必要書類を準備し、こども応援課窓口まで来所してください。

- ☐ 払い戻し額のわかるもの（支給決定通知書または振込が確認できる通帳のコピー）
- ☐ 領収書の原本（**コピー可**）
- ☐ 医師の指示書や証明書等の写し
- ☐ こども医療費助成金受給資格者証

⑧【届出について】

保険情報や口座情報等に変更がありましたら、下記必要書類をお持ちの上、こども応援課窓口でのお手続きをお願いいたします。

届出事由	必要書類
保険情報に変更があるとき	☐ お子様の保険情報がわかるもの ・マイナ保険証（マイナアプリで新しい保険情報が確認できた後） ・資格確認書 ☐ こども医療費助成金受給資格者証
登録口座を変更するとき 登録口座の氏名が変わったとき	☐ 保護者様名義の通帳またはキャッシュカード ☐ こども医療費助成金受給資格者証
お子様や被保険者（保護者） の氏名が変わったとき	☐ お子様のマイナ保険証・資格確認書等 （氏名が変わったことが確認できるものをお持ちください） ☐ こども医療費助成金受給資格者証
お子様が豊見城市外へ転出したとき	☐ こども医療費助成金受給資格者証 ※お子様が豊見城市外へ転出した場合、受給資格者証書は異動日前日までご利用いただけます。 異動日前日を過ぎましたら、証書はご返却いただくか、ご自身で破棄いただきますようお願いいたします。
生活保護やその他の医療費 助成等を受けるとき	☐ こども医療費助成金受給資格者証 ※証書をご返却いただきますようお願いいたします。
証書の再発行	☐ お子様のマイナ保険証・資格確認書等

⑨【21,000円以上の医療費について】

ひと月にひとつの医療機関の診療（入院・通院別）で21,000円以上の自己負担がある場合、こども医療費助成担当より案内通知を送付します。（21,000円以上医療費が**窓口無料**になった場合も同様に案内通知を送付します。）

通知が届いた際は、こども応援課こども医療費助成担当までお電話をお願いします。

ご連絡をいただいた際、下記事項の確認をしています。

☐ 学校内でのケガではないか	学校内でのケガは※学校保険の対象となる可能性があります。
☐ 同一保険（国保・社会保険）加入のご家族で、同月に21,000円以上の医療費自己負担があるか	お支払がある場合、※高額療養費等の申請の可能性があります。 確認のため、お支払領収書のご準備をお願いします。

※学校保険の確認・お手続きは学校へお問い合わせください。

※高額療養費等の確認・お手続きは加入保険（国保・社会保険等）へお問い合わせください。

※ 高額療養費、附加給付金等についての注意事項

① 自動償還、窓口申請の場合

高額療養費等の手続きが終わらないと、こども医療費の助成はできません。支給決定通知書を持って、こども医療助成金申請をお願いします。なお、こども医療費からの振込は、加入している医療保険からの払戻等を差し引いた金額が振込されます。

② 現物給付の場合

現物給付において高額療養費等の給付を受けることができる場合、市が加入している医療保険へ代理請求を行います。また、医療保険から既に給付を受けている場合には、保護者（保険加入者等）より市へ返還いただく必要があります。いずれの場合もご協力をお願いいたします。

⑩【その他】

小児慢性・育成医療等の助成金受給中の場合、確認の為受給証書の提示をお願いします。

⑪【お問い合わせ先】

担 当：豊見城市 こども未来部 こども応援課 こども医療費助成担当
電 話：098-850-6775

